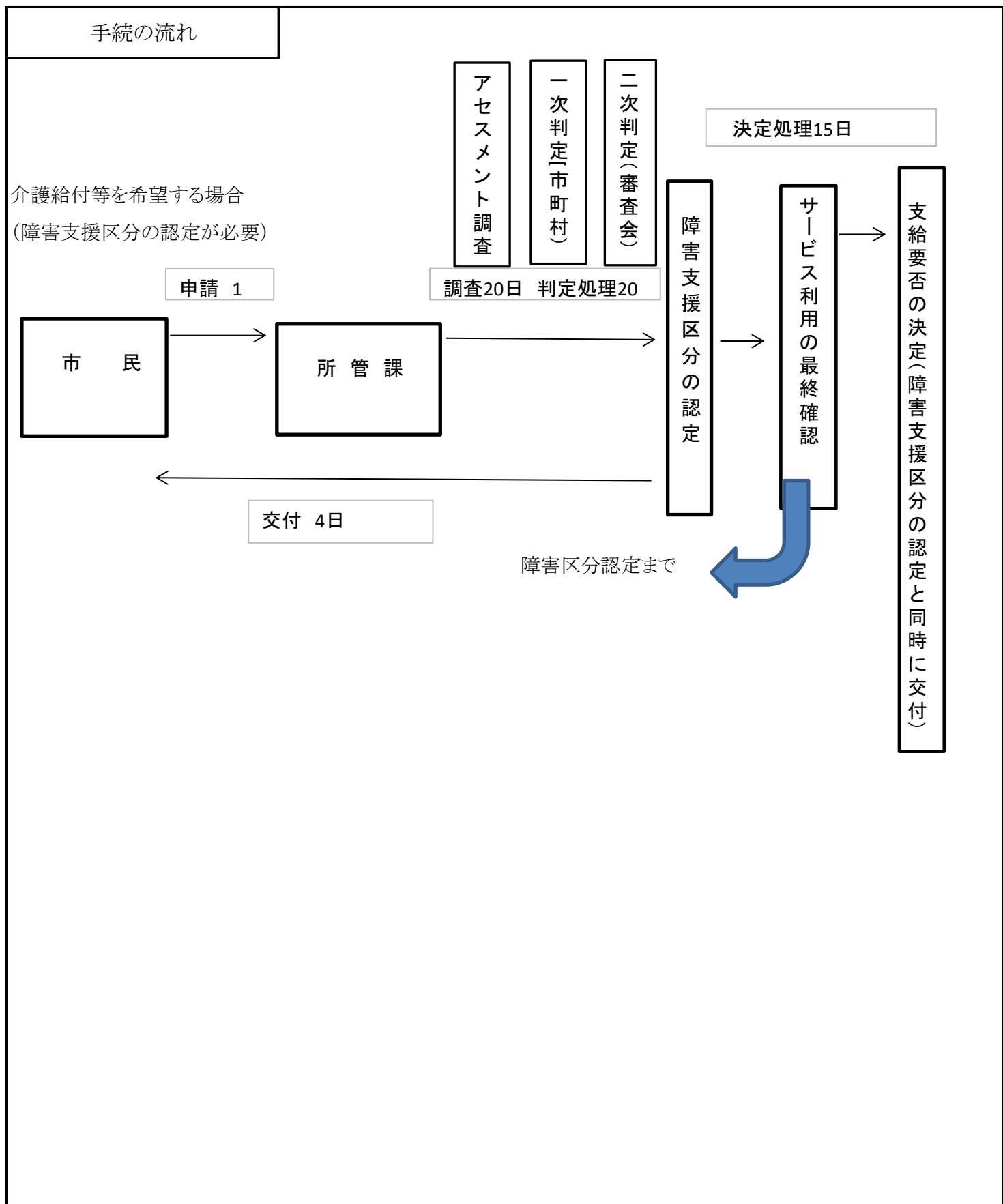


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 149

処 分 名	障害支援区分の認定	
処 分 の 概 要	障害福祉サービスの介護給付等の申請に基づき、支給決定の一環として障害支援区分を認定する。(精神障害・難病にかかるもの)	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第21条第1項	
所 管 課	保健予防課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		60日
標 準 処 理 期 間		計 60日
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条による審査会の審査及び、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)を基準とする。 【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害支援区分の認定) 第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第十条 市町村は、介護給付費及び特例介護給付費の支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があったときは、同条第二項の調査(同条第六項の規定により嘱託された場合にあっては、当該嘱託に係る調査を含む。)の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。 3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。